



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 沖 電 線 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 来 住 晶 介  
(コード番号 5815 東証第一部)  
問 合 せ 先 I R 室 長 内 藤 雅 英  
(Tel. 044-766-3171)

### 単元株式数の変更及び株式併合 並びにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 115 回定時株主総会（以下「本総会」）に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、その期限を平成 30 年（2018 年）10 月 1 日と定めております。当社は、上場会社としてこの趣旨を踏まえ、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、本日開催の取締役会において、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する旨の決議を行いました。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会決議によって行います。

ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式に併合に関する議案が本総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしますが、単元株式数が100株になった後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また、株主の皆様の議決権の数に変更が生じることのないよう、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」）を行うこととし、本総会に付議することを決議いたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の1億5,000万株から1,500万株に変更することといたします。

### (2) 併合の内容

#### ①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

#### ③併合後の発行可能株式総数 15,000,000株（併合前：150,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、下記2.（3）の効力発生日に、上記のとおり変更したものとみなされます。

#### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	38,990,870株
併合により減少する株式数	35,091,783株
併合後の発行済株式総数	3,899,087株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

#### ⑤併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,193名（100.0%）	38,990,870株（100.0%）
10株未満	220名（4.2%）	336株（0.0%）
10株以上	4,973名（95.8%）	38,990,534株（100.0%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様220名（その所有株式の合計は336株。平成29年3月31日現在）が株主たる地位を失うこととなります。

#### ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### (3) 効力発生日

本総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億5,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,500</u> 万株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

### 4. 主要日程

平成29年5月17日 取締役会決議日  
平成29年6月22日(予定) 第115回定時株主総会  
平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更及び株式併合並びに定款中一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料（ご参考）単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

Q 1. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 1. 平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 115 回定時株主総会において株式併合議案が可決された場合には、単元株式数変更及び株式併合に関して、以下のとおり進める予定です。

平成 29 年 5 月 17 日 取締役会決議日

平成 29 年 6 月 22 日 第 115 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成 29 年 11 月上旬 株主様への株式併合割当通知発送

平成 29 年 12 月初旬 端数処分代金の支払開始

Q 2. 株式併合は資産価値に影響を与えませんか。

A 2. 株式併合によって、会社の資産や資本に変更はございませんので、株式市況の動向等他の要因は別として、理論上は、ご所有株式の資産価値に変動はございません。株式併合後においてご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になります。

【株式併合後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の要因を除く）】

併合前			⇒	併合後		
株式数	1 株当り 純資産	資産価値		株式数	1 株当り 純資産	資産価値
1,000 株	210 円	210,000 円		100 株	2,100 円	210,000 円

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3

【所有株式数について】

株式併合後のご所有の株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールは Q 1. のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、ご所有の株式数は 10 分の 1 になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、個々の株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合・単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後			
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分	
例 1	3,000 株	3 個	⇒	例 1	300 株	3 個	なし
例 2	1,600 株	1 個		例 2	160 株	1 個	なし
例 3	505 株	なし		例 3	50 株	なし	0.5 株
例 4	3 株	なし		例 4	なし	なし	0.3 株

- ・株式併合の効力発生後において、例 2 では 60 株、例 3 では 50 株が単元未満株式となります。従来どおり、ご希望により単元未満株式の買取又は買増制度がご利用になれます。
- ・例 3 では、0.5 株、例 4 では 0.3 株の端数株式相当分が生じます。この端数株式相当分につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 4. 受け取ることのできる配当金はどうなりますか。

A 4. ご所有の株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後は、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動等他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式相当分につきましては、それに対する配当金は生じません。なお、端数株式相当分につきましては、Q 3. に記載のとおり、処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はありません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号

フリーダイヤル 0120-288-324